

別 添 資 料

(仮称) 北海道石狩市洋上風力発電事業
計画段階環境配慮書

令和 5 年 12 月 22 日

住友商事株式会社

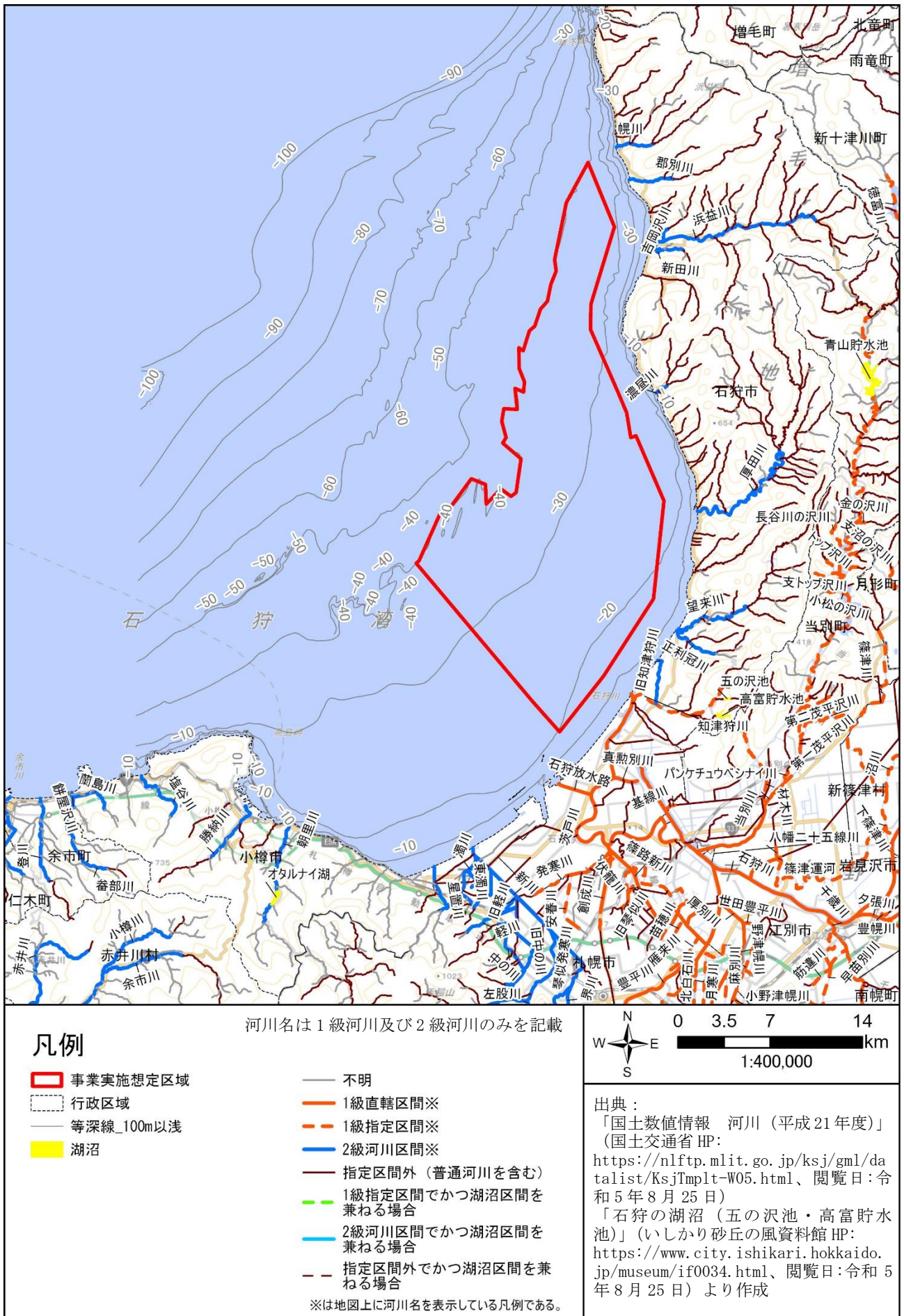


図 3.1-23(1) 事業実施想定区域及びその周辺の主な河川および湖沼の位置 (1級・2級河川)

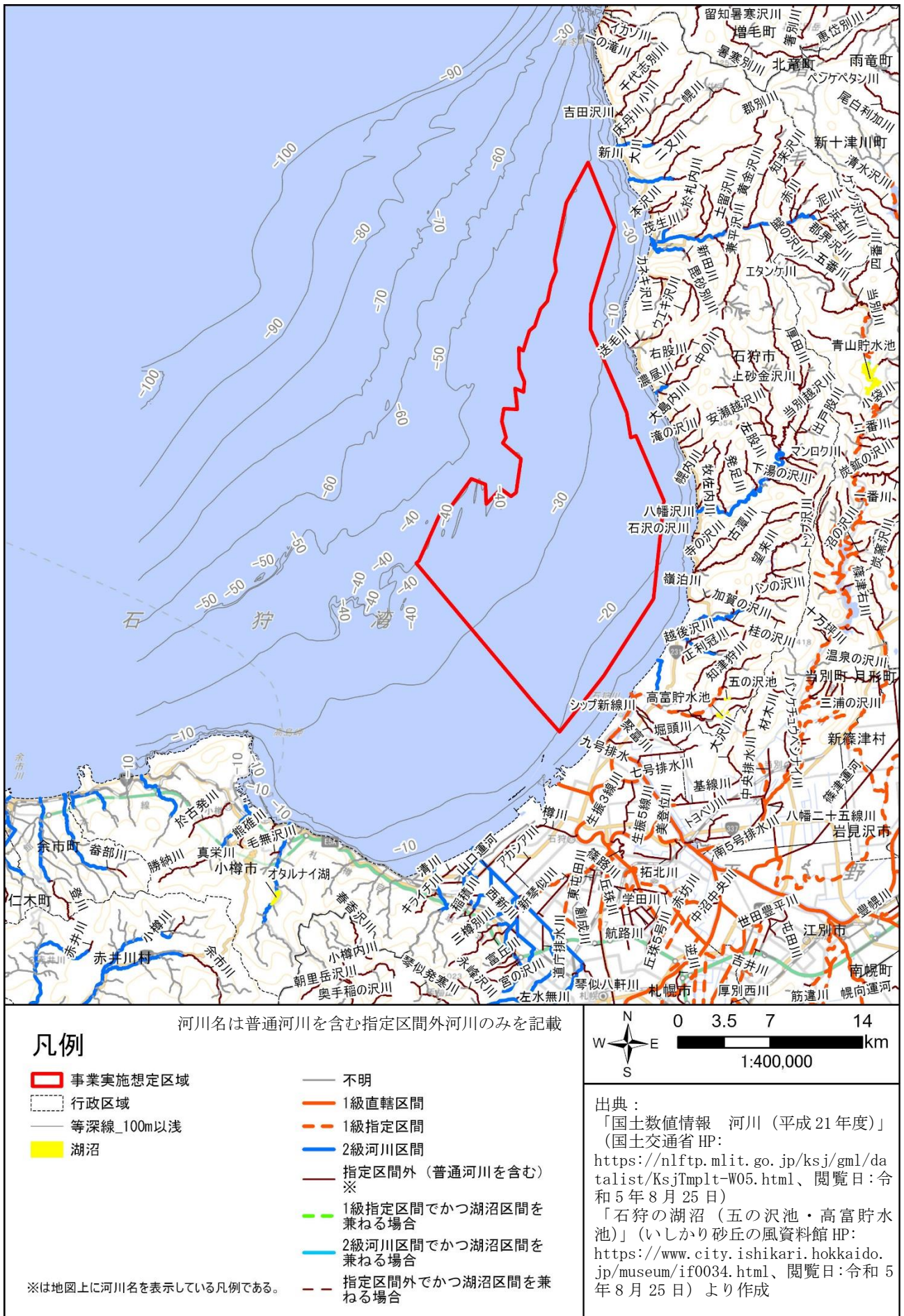
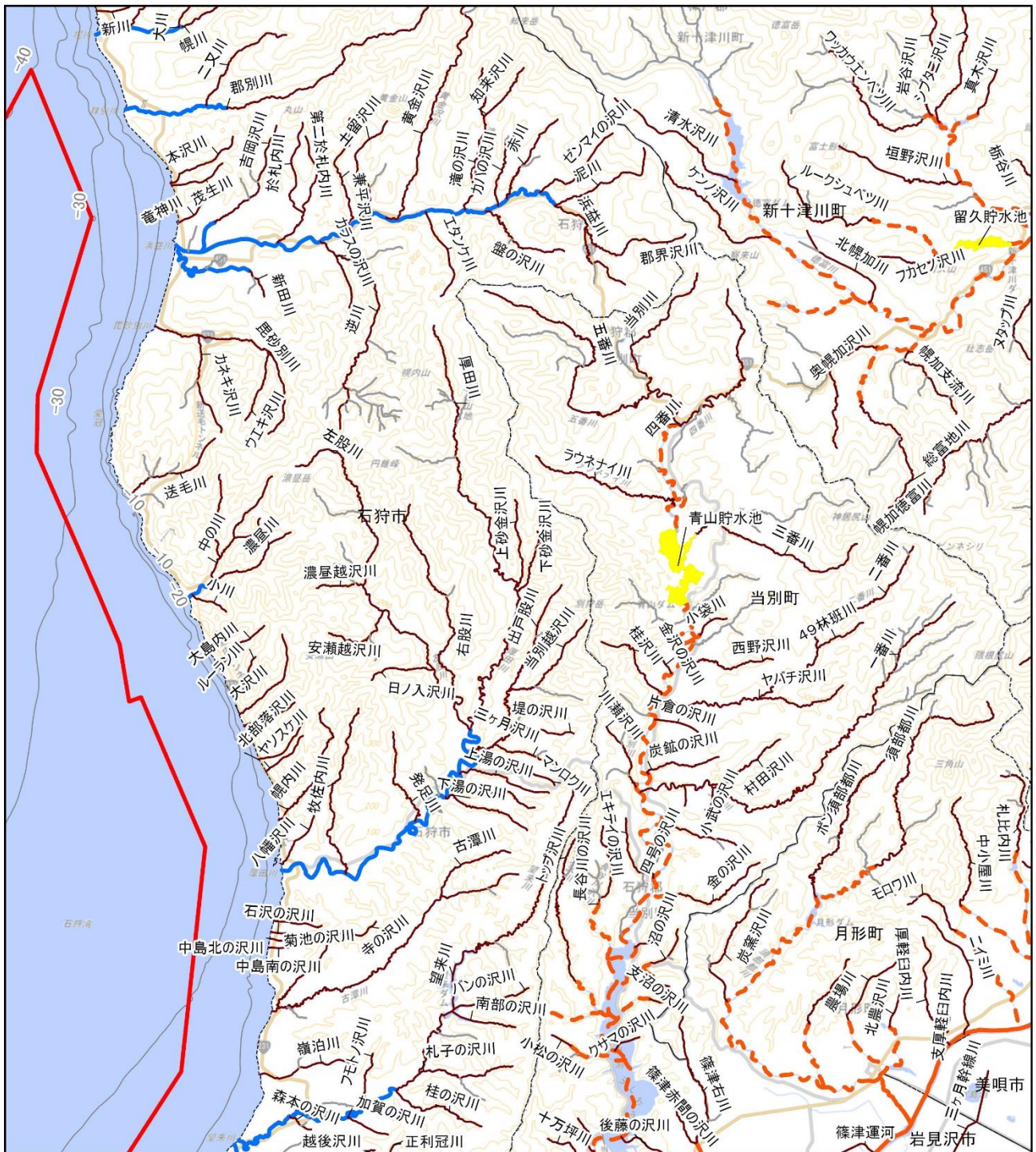


図 3.1-23(2) 事業実施想定区域及びその周辺の主な河川および湖沼の位置（指定区間外河川）

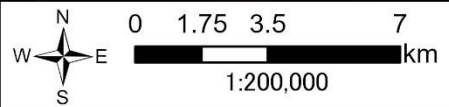


河川名は普通河川を含む指定区間外河川のみを記載

凡例

- ▭ 事業実施想定区域
- 行政区域
- 等深線_100m以浅
- 湖沼
- 不明
- 1級直轄区間
- 1級指定区間
- 2級河川区間
- 指定区間外(普通河川を含む)
- ※ 1級指定区間かつ湖沼区間を兼ねる場合
- 指定区間外かつ湖沼区間を兼ねる場合

※は地図上に河川名を表示している凡例である。



出典：
「国土数値情報 河川（平成21年度）」
(国土交通省 HP：
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html>、閲覧日：令和5年8月25日)
「石狩の湖沼（五の沢池・高富貯水池）」
(いしかり砂丘の風資料館 HP：
<https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/museum/if0034.html>、閲覧日：令和5年8月25日) より作成

図 3.1-23(3) 事業実施想定区域及びその周辺の主な河川および湖沼の位置（石狩市北部拡大図）



図 3. 1-23 (4) 事業実施想定区域及びその周辺の主な河川および湖沼の位置 (札幌市北部拡大図)

2) 土地利用規制の状況

(1) 都市地域

事業実施想定区域及びその周辺における都市地域は、図 3.2-1 のとおりであり、事業実施想定区域の周辺の南側に都市地域が分布している。

(2) 農業地域

事業実施想定区域及びその周辺における農業地域は、図 3.2-2 のとおりであり、事業実施想定区域の周辺には、広く農業地域及び「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づく農用地区域が分布している。

(3) 森林地域

事業実施想定区域及びその周辺における森林地域は、図 3.2-3 のとおりであり、事業実施想定区域の周辺には、広く森林地域が分布している。

(4) 都市計画に基づく用途地域

「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づく用途地域の指定状況は、図 3.2-4 のとおりであり、事業実施想定区域の周辺の南側の一部が用途地域に指定されている。

(4) 国土防災関係ほか

ア. 保安林の指定状況

事業実施想定区域の周辺において図 3.2-41 に示すとおり、「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日)に基づく保安林が指定されている。

イ. 砂防指定地の指定状況

事業実施想定区域の周辺において、図 3.2-42 に示すとおり、「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づく砂防指定地が指定されている。

ウ. 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

事業実施想定区域の周辺において、図 3.2-43 に示すとおり、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日)に基づく急傾斜地崩壊危険区域が指定されている。

エ. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

事業実施想定区域の周辺において、図 3.2-44 に示すとおり「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づく土砂災害警戒区域が指定されている。

オ. 地すべり防止区域の指定状況

事業実施想定区域の周辺において、図 3.2-45 に示すとおり、「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日)に基づく地すべり防止区域が指定されている。

カ. 農用地区域・農業地域

事業実施想定区域の周辺において、図 3.2-46 に示すとおり「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づく農用地区域及び農業地域が指定されている。

キ. 海岸保全区域の指定状況

事業実施想定区域周辺の自治体において、図 3.2-47 に示すとおり、「海岸法」(昭和 31 年法律第 101 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日)に基づく海岸保全区域が指定されている。事業実施想定区域の周辺における海岸保全区域は図 3.2-47 に示すとおりである。

ク. 港湾区域

事業実施想定区域の周辺において、図 3.2-48 に示すとおり「港湾法」(昭和 25 年法律第 218 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日)に基づく港湾区域が指定されている。

ケ. 港則法区域

事業実施想定区域の周辺において、図 3.2-48 に示すとおり「港則法」(昭和 23 年法律第 174 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づく港則法区域が指定されている。

コ. 漁港

事業実施想定区域の周辺において、図 3. 2-48 に示すとおり「漁港漁場整備法」(昭和 25 年法律第 137 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日)に基づく漁港が指定されている。

サ. 保護水面

事業実施想定区域の周辺において、図 3. 2-48 に示すとおり「水産資源保護法」(昭和 26 年法律第 313 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づく保護水面が指定されている。

3) 地下水の利用状況

事業実施想定区域及びその周辺の石狩市及び小樽市において、上水道水源として公表されている地下水の利用はない。

なお、「令和3年度 北海道の水道」（令和5年、北海道環境生活部環境局環境政策課）によると、地下水（深井戸）を利用している専用水道として、石狩市においては、「医療法人天公会石狩ファミリアホスピタル・石狩ファミリアホスピタル」、「社会福祉法人石狩友愛福祉会・石狩希久の園」、「イオン北海道株式会社・イオンスーパーセンター石狩緑苑台店」の3箇所、小樽市においては、「医療法人双葉会・老人保健施設マイトリー小樽・小樽港南クリニック」、「一般財団法人おたる自然の村公社・おたる自然の村」、「株式会社アンビックス・小樽朝里クラッセホテル」の3箇所で深井戸が利用されている。

オ. 北海道水資源の保全に関する条例

北海道では、「北海道水資源の保全に関する条例」（平成 24 年北海道条例第 9 号）が施行されており、北海道の豊かな水資源の恵みを現在と将来の世代が享受できるように、水資源の保全に関し、表 3.2-56 のとおり、基本理念を定めている。

また、公共用に使用する水源の取水地点及びその周辺の区域で、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要がある区域を「水資源保全地域」として指定しており、石狩市及び小樽市の水資源保全地域は、表 3.2-57 に示すとおりである。

表 3.2-56 北海道水資源の保全に関する条例の基本理念

基本理念	
1	水資源の保全は、全ての道民が本道の豊かな水資源の恵みを享受することができるよう、地域の特性に応じて推進されなければならない。
2	水資源の保全は、道、市町村、事業者、土地所有者等及び道民の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

出典：「北海道水資源の保全に関する条例」（平成 24 年北海道条例第 9 号）により作成

表 3.2-57 水資源保全地域

市町村名	指定の区域	水資源保全地域名
石狩市	厚田区古潭	石狩市望来ダム地区
	厚田区望来	石狩市望来ダム地区
	八幡町シラトカリ	石狩市五の沢貯水池地区
	八幡町高岡	石狩市五の沢貯水池地区
		石狩市高富貯水池地区
	八幡町高岡地蔵沢	石狩市高富貯水池地区
	浜益区送毛	石狩市送毛地区
	浜益区群別	石狩市群別地区
	浜益区千代志別	石狩市千代志別地区
	浜益区千代志別	石狩市千代志別地区
小樽市	朝里川温泉 1 丁目	小樽市朝里地区
	朝里川温泉 2 丁目	小樽市朝里地区
	桂岡町	小樽市銭函地区
	新光町	小樽市朝里地区
	春香町	小樽市朝里地区
	見晴町	小樽市銭函地区
	(河川)	小樽市朝里地区
		小樽市銭函地区

出典：「水資源保全地域 指定地番等一覧表」（北海道、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

表3.2-61 (2) 自然関係法令等による指定状況の概要

関係法令等	地域・地区等の名称	指定の有無				
		事業実施想定区域	事業実施想定区域の周辺	石狩市	小樽市	
都市計画・景観保全関係	都市計画法 (昭和43年法律第100号、最終改正：令和4年6月17日)	都市計画区域	—	○	○	○
		風致地区	—	—	—	—
		緑地保全地域	—	—	—	—
	自然再生推進法 (平成14年法律第148号)	自然再生事業実施計画	—	—	—	—
		自然再生協議会	—	—	—	—
	景観法 (平成16年法律第110号)	景観計画区域	○	○	○	—
	景観行政団体	—	○	—	○	
文化財保護法 (昭和25年法律第214号、最終改正：令和4年6月17日)	重要伝統的建造物群保存地区	—	—	—	—	
	重要文化的景観	—	—	—	—	
国土防災関係ほか	森林法 (昭和26年法律第249号、最終改正：令和5年6月16日)	保安林	—	○	○	○
	砂防法 (明治30年法律第29号、最終改正：令和4年6月17日)	砂防指定地	—	○	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号、最終改正：令和5年5月26日)	急傾斜地崩壊危険地域	—	○	○	○
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号、最終改正：令和4年6月17日)	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	—	○	○	○
	地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号、最終改正：令和5年5月26日)	地すべり防止区域	—	○	○	○
	農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号、最終改正：令和4年6月17日)	農用地区域	—	○	○	○
		農業地域	—	○	○	○
	海岸法 (昭和31年法律第101号、最終改正：令和5年5月26日)	海岸保全区域	—	○	○	○
	滞湾法 (昭和25年法律第218号、最終改正：令和4年11月18日)	滞湾区域	—	○	○	○
	滞則法 (昭和23年法律第174号、最終改正：令和4年6月17日)	滞則法区域	—	○	○	○
	漁港漁場整備法 (昭和25年法律第137号、最終改正：令和5年5月26日)	漁港	—	○	○	○
	水産資源保護法 (昭和26年法律第313号、最終改正：令和4年6月17日)	保護水面	—	○	○	

(1) 自然保護関係

ア. 自然公園等の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺における「自然公園法」（昭和32年法律第161号、最終改正：令和4年6月17日）及び「北海道立自然公園条例」（昭和33年北海道条例第36号、最終改正：令和4年3月31日）に基づき指定された自然公園等の状況は、表3.2-62及び図3.2-35に示すとおりである。事業実施想定区域及びその周辺においては「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」及び「暑寒別天売焼尻国定公園」が存在している。

表3.2-62 自然公園の指定状況

自然公園名	面積 (ha)	市町村
ニセコ積丹小樽海岸国定公園	19,009	小樽市、磯部郡蘭越町、虻田郡ニセコ町、倶知安町、岩内郡共和町、岩内町、積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡余市町、古宇郡泊村、神恵内村
暑寒別天売焼尻国定公園	43,559	石狩市、樺戸郡新十津川町、雨竜郡雨竜町、北竜町、増毛郡増毛町、苫前郡、羽幌町

出典：「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」

(北海道HP：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/environ/parks/niseko-quasi-nationalpark.html>、
閲覧日：令和5年8月25日)

「暑寒別天売焼尻国定公園」

(北海道HP：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/environ/parks/syokanbetsu-quasi-nationalpark.html>、
閲覧日：令和5年8月25日)

イ. 自然環境保全地域の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺において、「自然環境保全法」（昭和47年法律第85号、最終改正：令和4年6月17日）及び「北海道自然環境等保全条例」（昭和48年条例第64号、最終改正：令和2年3月31日）に基づいて指定された自然環境保全地域、緑地環境保全地域は存在しない。

ウ. 世界自然遺産及び世界文化遺産の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺において、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年条約第7号）に基づいて指定された世界自然遺産及び世界文化遺産は存在しない。

エ. 環境緑地保護地区等

事業実施想定区域及びその周辺において、「北海道自然環境等保全条例」（昭和48年北海道条例第64号、最終改正：令和2年3月31日）に基づき指定された環境緑地保護地区、自然景観保護地区、記念保護樹木の状況は、表3.2-63に示すとおりである。

また、石狩市においては「石狩市自然保護条例」（昭和48年石狩市条例第20号）に基づき、石狩市記念保護樹木が指定され、「石狩市海浜植物等保護条例」（平成12年石狩条例第34号）に基づき、海浜植物等保護地区が指定されている。それぞれの指定状況は表3.2-64（1）～（2）に示すとおりである。

また、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」（平成20年小樽市条例第47号）に基づく保存樹木・保全樹木の指定状況は、表3.2-65に示すとおりである。

ア. 景観資源

事業実施想定区域周辺における主要な景観資源について、表 4.3-27、図 4.3-10 に示した。

表 4.3-27 事業実施想定区域周辺の景観資源

図内番号	景観資源名	名称	所在市町村
1	火山群	暑寒別	石狩市、増毛町、北竜町、 雨竜町、新十津川町
2	火山	群別岳	石狩市
3		浜益岳	石狩市
4		浜益御殿	石狩市
5		雄冬山	増毛町
6		無煙一望来海岸	石狩市
7	海食崖	愛冠海岸	石狩市
8		床丹海岸	石狩市
9		雄冬岬海岸	石狩市
10		望来-厚田海岸	石狩市
11		太島内海岸	石狩市
12	自由蛇行河川	厚田川下流	石狩市
13	滝	星置の滝	札幌市
14	湖沼	モエレ沼	札幌市
15		ベケレット沼	札幌市
16	湿原	生振	石狩市
17		美登江	石狩市
18	海成段丘	望来段丘	石狩市
19		厚田段丘	石狩市
20		銭函段丘	小樽市
21	砂丘	紅葉山砂丘	石狩市
22		石狩砂丘	石狩市、小樽市
23	特定植物群落	石狩海岸砂丘林	小樽市
24		手稲星置の滝自然林	小樽市、札幌市
25	国定公園	暑寒別天売焼尻国定公園	石狩市、増毛町、北竜町、 雨竜町、新十津川町

出典

1. 「国土数値情報（地域資源データ）平成 24 年」（国土交通省 HP: <https://nlftp.nlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P19.html>、閲覧日:令和 5 年 8 月 25 日）
2. 「第 3 回 1/20 万自然環境情報図」（環境庁、1989 年）